

諮詢第2号

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室に関し、[REDACTED]ほか1人から次のとおり行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てがあるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第4項の規定により諮詢する。

平成19年6月28日

提出者 足立区長 近藤弥生

記

1 異議申立人の数及び異議申立ての件数

異議申立人 2人

異議申立て件数 2件

2 異議申立人の住所、氏名及び申立ての年月日

別紙異議申立人名簿記載のとおり

3 異議申立ての趣旨

足立区長が平成19年3月9日付で異議申立人に対してした学童保育室入室不承認処分の取消しを求める。

4 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

異議申立人名簿

	住 所	氏 名	異議申立年月日
1	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	平成19年3月12日
2	[REDACTED]	[REDACTED]	平成19年3月16日

## 異議申立ての理由

各異議申立人は、以下の事実により、過員を理由とした入室不承認決定を違法・不当なものと主張する。

- 1 入室不承認となった児童は、保護者の就労及び保護者以外の児童を保育する者の不存在により、授業終了後の保護育成に欠ける状態である。このような児童を一人にしておくことは、不安である。したがって、入室不承認決定は、足立区立学童保育室条例第1条に規定する「家庭保育等に恵まれない児童を保育し、正しい生活習慣の指導をし、児童の健全な育成を図る」という目的に著しく反しているものである。
- 2 児童福祉法第1条は「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定し、第6条の2第2項に「授業の終了後」の「適切な遊び及び生活の場」として学童保育が位置付けられ、さらに第21条の10で市町村は「利用の促進」に努めることとされている。しかるに、入室不承認となった児童の授業終了後の保護が保障されないことは、児童の健全な発達を危うくするばかりでなく、親の働く権利をも危うくすることになり、到底容認できるものではない。